

# 平成 1 5 年度 行財政構造改革実施計画

平成 1 5 年 2 月

兵 庫 県

# 平成15年度 行財政構造改革実施計画

|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| はじめに.....                            | 1          |
| 改革の内容.....                           | 1          |
| <b>1 新規施策分野への取組み</b> .....           | <b>1</b>   |
| （1）県民生活の安定                           |            |
| （2）未来への期待                            |            |
| （3）新しいふるさとづくり                        |            |
| （4）参画と協働の推進                          |            |
| <b>2 成熟社会型行政手法・マネジメントへの取組み</b> ..... | <b>4</b>   |
| （1）参画と協働の推進                          |            |
| （2）効率的、効果的な経営手法の導入・拡充                |            |
| （3）行政手続等の簡素化と県民の利便性向上                |            |
| （4）広報・広聴活動の充実                        |            |
| （5）国と地方、県と市町との新しい関係の構築               |            |
| （6）適正な人事管理と職員の意識改革                   |            |
| <b>3 組 織</b> .....                   | <b>1 3</b> |
| （1）本庁組織                              |            |
| （2）県民局における現地解決型行政の拡充                 |            |
| （3）臨時的・時限的な行政課題への的確な対応               |            |
| （4）審議会等                              |            |
| <b>4 定員・給与</b> .....                 | <b>1 5</b> |
| （1）定員の適正管理                           |            |
| （2）給与の見直し                            |            |
| <b>5 行政施策</b> .....                  | <b>1 6</b> |
| （1）投資事業                              |            |
| （2）事務事業                              |            |
| （3）公的施設                              |            |
| （4）試験研究機関                            |            |
| （5）教育関係機関                            |            |
| <b>6 自主財源の確保</b> .....               | <b>2 2</b> |
| （1）県税収入の確保                           |            |
| （2）使用料・手数料の適正化                       |            |
| （3）未利用地等売却処分への推進                     |            |
| <b>7 公社等</b> .....                   | <b>2 3</b> |
| （1）公社等の総点検を踏まえた見直し                   |            |
| （2）経営改善等の取組みへの指導・支援                  |            |
| （3）会計事務の点検・指導                        |            |
| （4）公社等の積極的な活用                        |            |
| <b>構造改革の点検と検討</b> .....              | <b>2 7</b> |
| <b>（参考：用語説明）</b> .....               | <b>2 9</b> |

## はじめに

本格的な成熟社会を迎え、新しい時代にふさわしい21世紀社会を築いていくためには、成長から成熟へという、時代の“終わり始まり”を明確に認識したうえで、新しい価値やシステムの創造に向けた改革を進める必要がある。

こうした認識のもと、参画と協働を基本姿勢に、21世紀兵庫長期ビジョンの実現に向け、「行財政構造改革推進方策」に基づき、平成15年度における新規施策分野への取組みや行財政構造全般にわたる見直しの具体的な内容を明らかにした「平成15年度行財政構造改革実施計画」を策定し、厳しい経済情勢等に対処しつつ、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化を図りながら、改革の着実な推進を図る。

## 改革の内容

### 1 新規施策分野への取組み

厳しい財政環境の中で施策の一層の重点化を図りつつ、次に掲げる新規施策等を展開し、参画と協働を基本姿勢に、21世紀兵庫長期ビジョンのもと、“美しい兵庫”の実現をめざす。

#### (1) 県民生活の安定

##### ア 阪神・淡路大震災からの震災復興へのラストスパート

- ・高齢世帯生活援助員、いきいき県住推進員等のネットワークによる地域での見守り活動の展開(1,189百万円・復興基金285百万円)
- ・夜間・休日見守り・安心システムの推進(復興基金449百万円)
- ・被災地空き地活用パイロット事業の拡充(復興基金31百万円)
- ・復興市街地再開発における商業施設等の入居促進(復興基金254百万円)
- ・兵庫県災害被災者住宅再建支援制度の検討(3百万円)
- ・阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター・ひと未来館開館
- ・こころのケア研究・研修センター(仮称)の開設準備(63百万円) 等

##### イ 産業・雇用の再活性化

- ・離職者生活安定資金融資制度の拡充(子弟教育費特別枠)(201百万円)
- ・中小企業向け金融融資目標額の増額(2,500億円→2,800億円)(272,546百万円)
- ・兵庫しごとカレッジシステムの運営(36百万円)
- ・高校生就職支援総合プログラムの実施(3百万円)
- ・中小企業支援体制の強化(87百万円)
- ・地場産業新分野・新製品開発支援事業の実施(23百万円)
- ・やる気商店街・小売市場活性化支援事業の実施(51百万円) 等

##### ウ 安全・安心な社会づくり

- ・特別養護老人ホーム整備費補助(4,337百万円)
- ・障害のある方への声かけ運動の推進(10百万円)
- ・総合リハビリテーションセンターランチの整備推進(374百万円)
- ・小児救急医療相談の実施(12百万円)
- ・県立病院における女性専用外来の設置
- ・児童虐待防止対策の強化充実(83百万円)
- ・21世紀健康長寿大作戦(仮称)の策定検討(1百万円)
- ・“食の健康”運動の推進(27百万円)
- ・交番相談員の増員(660百万円)
- ・南海地震対策の推進(4百万円) 等

## (2) 未来への期待

### ア 青少年の健全育成

- ・“子どもの冒険ひろば”パイロット事業の実施(48百万円)
- ・まちの子育てひろば事業の実施(408百万円)
- ・「若者ゆうゆう(友・遊)広場」の開設(8百万円)
- ・保育の充実(1,901百万円)等

### イ 新しい時代にふさわしい兵庫教育

- ・理科教育推進事業(いきいきサイエンス推進プラン)の実施(7百万円)
- ・県立但馬やまびこの郷サテライト事業の実施(41百万円)
- ・ひょうごe-スクール構想の展開(4百万円)
- ・子ども多文化共生ネットワーク事業の実施(12百万円)
- ・「海の環境教育」推進事業の実施(4百万円)
- ・新県立大学の整備推進(374百万円)等

### ウ 未来を拓く産業基盤の構築

- ・ひょうご21世紀産業創造イニシアティブ  
戦略的研究推進事業(兵庫県版COEプログラム)(31百万円)  
新産業創造プログラム(593百万円)等
- ・産業集積条例の推進  
雇用創出型産業集積促進補助の拡充(500百万円)等
- ・構造改革特区の推進(2百万円)
- ・ひょうごIT戦略新計画の策定(2百万円)
- ・兵庫情報ハイウェイの隣接県との相互接続(8百万円)等

### エ 光科学技術産業プロジェクトの推進

- ・兵庫県ビームライン実験ハッチの増設(35百万円)
- ・兵庫県ビームラインによる放射光研究の推進(43百万円)
- ・放射光活用委員会の開催(2百万円)
- ・放射光産業利用の推進(15百万円)等

## (3) 新しいふるさとづくり

### ア 自然と調和した循環型社会づくり

- ・ひょうごの森・川・海再生プランの推進(18百万円)
- ・新ひょうごの森づくり  
ふるさと育林バンク制度の設置(1百万円)  
里山林再生事業の早期実施(395百万円)等
- ・コウノトリの試験放鳥に向けた野生馴化の促進(15百万円)
- ・産業廃棄物等不適正処理防止条例の施行(1百万円)
- ・県産木材利用木造住宅10倍増作戦の展開(34百万円)
- ・バイオマス総合利用計画の策定(9百万円)等

### イ 共生型ライフスタイルの創造

- ・市民農園面積倍増作戦の展開  
市民農園開設推進体制の整備(1百万円)  
ひょうご型市民農園の整備(19百万円)  
ひょうご県民農園(公社型)整備事業の実施(3百万円)等
- ・楽農生活農業体験学習事業の実施(3百万円)
- ・ひょうご宮本武蔵ツーリズムの推進(151百万円)
- ・米国・ブラジル等との交流事業(24百万円)等

## ウ 兵庫文化づくり

- ・芸術文化振興ビジョンの策定（２百万円）
- ・芸術文化センターソフト先行事業の推進（２６９百万円）
- ・第６１回国民体育大会の開催準備（４３４百万円）
- ・地域創造市民塾の開設（２百万円）
- ・文化会館等における生活創造活動支援機能の充実強化（２０百万円） 等

## エ 県土基盤づくり

- ・全県花いっぱい運動の推進（１２５百万円・復興基金８５百万円）
- ・尼崎２１世紀の森推進事業の実施（１１百万円）
- ・高砂みなとまちづくり構想の策定（５百万円）
- ・自然活用型野外ＣＳＲ事業の推進（１，３８８百万円）
- ・高速道路ロードプライシング事業（社会実験）[播但連絡道路]の実施（２０百万円）
- ・「つくる」から「つかう」プログラムの拡充 等

## （４）参画と協働の推進

### ア 県民の参画と協働の総合的推進

- ・県民の参画と協働の推進に関する条例の普及・啓発（６百万円）
- ・県民の参画と協働の推進に関する基本指針・推進計画等の策定（４百万円）
- ・地域づくり活動の登録制度の創設・運用（３百万円）
- ・ＮＰＯコミュニティビジネス等活動応援貸付の実施（３０百万円）
- ・地域団体活動パワーアップ作戦の実施（１０１百万円） 等

### イ ２１世紀兵庫長期ビジョンの推進

- ・２１世紀兵庫づくり懇話会の開催（２百万円）
- ・「２１世紀兵庫長期ビジョン」の推進（２７百万円）

### ウ 県民とともに進める県政

- ・さわやかフォーラム・さわやかトークの開催（８百万円）
- ・全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の充実（４２３百万円） 等

## 2 成熟社会型行政手法・マネジメントへの取組み

地方分権の本格化や情報技術の高度化、参画と協働による地域づくりへの県民意識の高まりなど、新しい時代の潮流に対応した、県民主役の効率的、効果的な県政運営の確立に向けた取組みを進める。

### (1) 参画と協働の推進

県民の参画と協働による地域社会の共同利益の実現と県行政の推進を図るため、平成14年度に制定された「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、以下の取組みを進める。

#### ア 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働による地域社会の共同利益の実現を図るため、団体等が行う地域づくり活動に対する支援を行う。

##### 【主な新規事業等】

| 区 分                       | 内 容   |
|---------------------------|---|
| 地域づくり活動の登録制度の創設           | 自らの団体等の活動状況や成果を広く情報発信することにより、県民からの社会的な認知と評価を得るとともに、「新たな公」をともに担うパートナーづくりをめざすため、団体等が行う地域づくり活動の登録制度を創設する。                              |
| ボランティア活動の基盤づくりへの支援の充実     | 県民ボランティア活動のネットワーク型拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、団体・NPO間の交流、情報交換の促進を図るため、交流サロンを拡充するほか、ひょうごボランティア基金を活用した助成メニューを充実する。                         |
| 地域団体活動活性化のためのプログラムの推進     | 地域団体が行動力を高め、社会的活動をより活発に展開することを通じて、地域団体活動の活性化とコミュニティの充実強化を図るため、地域団体が行う地域活動の先駆的・モデル的事業に対して助成を行う地域団体活動パワーアップ事業など、地域団体活動活性化のための事業を展開する。 |
| NPOコミュニティビジネス等活動応援貸付制度の拡充 | 被災地内における団体・NPOの立ち上げ期の初期投資に対する貸付制度の対象を県下一円の団体・NPOに拡充し、コミュニティビジネスをはじめとした様々なボランティア活動の活性化を図る。   |

## イ 参画と協働による県行政の推進

県民の積極的な参画及び県と県民との協働による県行政を推進するため、以下の取り組みを行う。

### (ア) 情報の共有の推進(ともに知る)

県民等の自律的な取り組みを支え、県政に対する理解と信頼を深め、県行政との良好なパートナーシップを構築するため、広報機能の一層の充実を図りながら、県民本意のわかりやすく、きめ細かな情報の提供・発信に努めるとともに、県政情報へのアクセスを充実させ、県民等への説明責任の向上を図る。

#### 【主な新規事業等】

- ・全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の充実
- ・職員に対する広報研修の拡充

### (イ) 政策形成プロセスにおける参画の推進(ともに考える)

県民等との新たなパートナーシップによる地域づくりを進めるため、県と県民等との直接対話の機会を拡充するとともに、審議会等への参加機会を拡充することにより、各種施策の企画立案段階からのプロセスの共有促進を図る。

#### 【主な新規事業等】

- ・審議会等への公募委員の登用促進

### (ウ) 政策展開プロセスにおける協働の推進(ともに取り組む)

県民等とのパートナーシップによる実践活動の効果的な展開を図るため、県行政の各分野にわたり、各種施策、事業の実行・展開段階における協働の機会と場の創出を図る。

#### 【主な新規事業等】

| 区 分                   | 内 容   |
|-----------------------|---|
| ひょうご“食の健康”運動推進事業の展開   | 食の健康運動リーダーによる保育所、幼稚園等での保護者を対象とした実践活動や、中・高校生の食の健康リーダーの育成などを行い、県民の主体的な取り組みによる「ひょうご“食の健康”運動」を展開する。 |
| “子どもの冒険ひろば”パイロット事業の推進 | NPO等からの企画提案により、県内の空き地等を活用して「冒険ひろば」を設置し、子どもたちが主体的に活動できる場づくりを進める。                                 |
| いきいき県土づくりプログラムの充実     | 道路、河川、海岸等の一定区間毎に美化清掃活動等に取り組む団体を募集し、定期的に活動を行う「いきいき県土づくりプログラム」について、地域貢献活動を行う企業とも連携して展開する。         |
| ひょうごの森・川・海再生プランの推進    | 平成14年度に策定する流域別の「森・川・海再生プラン」に基づき、先導的な取り組みを行うモデル地区において住民等が実施する環境調査や水質浄化への取り組みに対する支援を行う。           |
| スポーツクラブ21ひょうごの推進      | 指導者の養成や交流大会の開催等により、幅広い年齢層の住民がスポーツを楽しむことができる、地域住民の自主運営による地域スポーツクラブの設置を支援する。                      |

## (エ) 評価・検証の実施（ともに確かめる）

参画と協働による県行政を着実に推進するため、県行政運営の成果等について、常に県民の目線に立った評価・検証を行いながら、その結果に基づき、適時適切な見直しを図る。

### 【主な新規事業等】

| 区 分                | 内 容  |
|--------------------|--|
| 美しい兵庫指標による評価・検証の実施 | 県民主役・地域主導で策定した「21世紀兵庫長期ビジョン」の実現に向け、「創造的市民社会」「環境優先社会」「しごと活性社会」「多彩な交流社会」の4つの社会像の達成状況と、県として取り組んだ政策の成果について、平成14年度に構築する「美しい兵庫指標」を活用して、評価・検証を行う。<br>(社会像評価)<br>21世紀兵庫長期ビジョンが描く4つの社会像の達成状況について、県民生活の様々な場面を設定し、その内容に沿った複数の指標を抽出して、生活実感に溢れ、共感のもてるような形で総合的な評価を行う。<br>(政策評価)<br>平成14年度に実施した政策評価の結果等を公表し、県民意見等を踏まえた指標等の見直しを行った上で、全県ビジョン推進方策の重点プログラムに対応する県の施策について評価を実施し、平成16年度重要施策の検討及び当初予算の編成に反映させる。 |

## (オ) 総合的な推進（ともに支える）

参画と協働による県民主役の県行政を総合的に推進するため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」の理念の普及啓発に取り組むとともに、条例の具体的な運用に向けた基本指針及び推進計画を策定する。

### 【主な新規事業等】

- ・ 条例理念の普及啓発のためのリーフレットの作成、全国シンポジウムの開催
- ・ 地域づくり活動への支援方策に係る基本指針の策定
- ・ 県行政への県民の参画と協働の推進施策に係る推進計画の策定

## (2) 効率的、効果的な経営手法の導入・拡充

### ア 企業庁経営ビジョンの策定・推進

成長から成熟への時代潮流の中、企業庁を取り巻く社会経済環境に大きな変化が生じていることから、民間的経営手法を発揮した収入確保と効率的な事業執行により独立採算を堅持しつつ、県土の活力と魅力を高めるとともに、将来にわたり健全経営を確保するため、中長期的な将来ビジョンとこの間の経営目標を明らかにする「企業庁経営ビジョン」を策定し、定期的検証・分析を行い健全経営を確保しながら、県民の参画と協働のもと事業を推進する。

### 【主な検討項目】

- ・ 新規の大規模住宅供給事業の見直し、事業企画コンペ方式等による民間の資金、ノウハウの活用など成熟社会に対応した企業庁のあり方
- ・ 総合経営計画の再構築、経費削減5か年計画の策定など経営基盤の強化
- ・ 外部評価の実施、地域整備事業会計制度の見直しなど県民への説明責任の確保、透明性の向上



## イ 病院構造改革の推進

平成14年度に地方公営企業法の全部適用を行った病院事業について、事業全般にわたる構造改革を推進し、自立した経営基盤のもとで医療内容の充実を図るため、「病院構造改革推進方策」及びこれに基づく各年度毎の「病院構造改革実施計画」を策定し、病院構造改革を計画的かつ着実に実施することにより、県民から信頼され安心できる県立病院をめざす。

### 【主な検討項目】

- ・診療機能の充実、診療科目の見直しなど良質な医療の提供
- ・インフォームド・コンセントの充実、患者サービスの向上など安心してかかる県立病院の実現
- ・計画的・自立的な経営の推進、職員の意識改革など自立した経営の確保

## ウ 教育、研究等の機能を有する県立施設の活性化

教育、研究等の専門的な機能を有する県立施設について、国の独立行政法人などを参考にして、自律的、効果的な運営手法を導入するなどにより、その機能を十分に発揮させ、施設の活性化を図る。

### 【取組みの主な内容】

#### 淡路景観園芸学校

- ・国際標準となる園芸療法士認定制度の創設に向けた検討
- ・外部評価システムの導入検討 等

#### 人と自然の博物館

- ・展示のリニューアルに係る県民ニーズの把握と参画と協働の枠組みづくり
- ・博物館・学校・地域でつくる自然環境総合学習プログラムの展開
- ・外部評価システムによる評価の実施 等

## エ 民間活力を活用した行政手法の導入

### (ア) P F I の導入推進

尼崎21世紀の森中央緑地スポーツ健康増進施設の設計・施工から管理運営までについて、民間のアイデアやノウハウ等を最大限に活用するため、PFI手法を用いて事業を推進するほか、引き続き「兵庫県PFI導入マニュアル」に基づき、PFIの導入に向けた検討を進め、国に対しても制度の改善や財政支援措置等の拡充を求めていく。

### (イ) アウトソーシングの推進

成熟社会にふさわしい公民の役割分担のあり方等を踏まえながら、県が実施するよりも民間のノウハウ等を活用し、より効果的、効率的に実施できるものについては、民間活力の活用を一層推進し、簡素・効率化と行政コストの縮減を図る。

### 【主な委託事業】

- ・兵庫県災害医療センターの管理運営
- ・自然活用型野外CSR施設の運営
- ・食品企業安全・安心対策指導事業

### (ウ) V E など民間活力を活用した整備手法の推進

「公共工事総合的コスト縮減に関する兵庫県新行動計画」等に基づき、民間事業者からの提案を受けて、効率的、効果的な施設整備を図るため、引き続きV E（バリューエンジニアリング）手法の導入を進めるとともに、環境への配慮を特に重視する必要がある工事については、騒音低減や省エネなどの効果と価格を総合的に評価して落札者を定める総合評価落札方式の導入を推進する。

また、デザインビルド方式など、民間の技術力を活用した新たな整備手法の導入について検討を進める。

#### 【契約後V E対象事業】

- ・三木震災記念公園学習訓練ゾーン施設建築工事
- ・一般国道178号ランプ部矢部トンネル建設工事 等

### オ 効率的な資金運用・資金調達

歳計現金、基金等県の資金に加え、県行政と密接な関連のある公社等の資金も含め、総合的かつ効率的に管理・活用することにより、安全かつ有利な資金運用及び資金調達を図る。

このため、基金等の一元管理や公社等の資金のグループファイナンスを引き続き実施するほか、有利な条件で地方債を発行するため、県下市町や他府県等との共同発行を行う。

## (3) 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上

### ア 「電子県庁」の推進

国における電子政府の取組みや市町の情報化の取組みとの連携を図りながら、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政システムの確立をめざした電子県庁を推進する。

平成15年度は、「ひょうごIT戦略」に基づく以下の取組みを進めるとともに、今後のIT分野の県行政指針となる新計画を策定する。

### (ア) 行政手続の電子化

#### 申請・届出手続

県民や企業がインターネットを活用して各種の申請・届出手続をすることが可能となる電子申請システムについて、厳格な本人確認や申請手数料を伴う手続を可能とするための機能拡張を行うとともに、全庁的な運用の拡大を進める。

また、県民が容易に県内のスポーツ施設等を利用することができるよう、施設利用案内・予約システムの調査・検討を行う。

#### 税の申告手続等

法人県民税・事業税、県たばこ税について、企業等のパソコンで申告手続等が行えるシステムの開発に着手するとともに、その他の税目についても電子化の検討を進める。

また、国において検討されている自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムに対応するための調査、検討を行う。

#### 入札・調達手続等

公共事業の調査・設計、入札、施工等の各段階の情報を電子化し、通信ネットワークを活用して関係者間で効率的な情報の交換・共有化を行う兵庫県建設 CALS/EC の開発、普及促進を図る中で、平成15年度は電子入札等の試行を開始する。

また、物品調達業務についても、電子入札のシステム開発を行い、運用を開始する。

## **(イ) 事務処理の電子化**

### **文書管理の電子化**

平成14年度から本庁において運用を開始した文書管理システムを地方機関に導入し、全面運用を開始する。

### **庁内事務の電子化**

給与、福利厚生等の庁内共通事務の処理を効率化するシステムの調査・検討を行う。

また、介護保険サービス事業者指定、薬務関係の許認可事務など、各分野の事務処理の電子化・効率化を推進する。

### **県庁W A Nの活用**

県庁W A Nの全面運用に伴い、インターネットやグループウェアを活用して、事務処理の迅速化、効率化を推進する。

## **(ウ) 県民生活分野における情報化の推進**

全ての県民がブロードバンド環境でインターネットの利用ができることをめざす「ブロードバンド100%整備プログラム」や、ITを有効に活用した新たな教育をめざす「ひょうごe-スクール構想」の推進など、県民生活分野におけるITの利活用を促進し、県民サービスの向上を図る。

## **(エ) 情報通信基盤の整備**

電子県庁を実現する基盤として、セキュリティの確保を徹底しながら、県庁W A N、住民基本台帳ネットワークシステムの全面運用を開始するほか、総合行政ネットワークへの全市町接続を促進する。

また、平成14年度に引き続き各オンラインシステムの変更等を行い、平成15年度内に県庁W A Nの回線への統合を完了することにより、回線の高速化、回線使用料の節減を図る。

## **(オ) 市町行政の電子化推進支援**

市町における電子自治体の早期構築を支援するため、兵庫県電子自治体推進協議会を中心に、複数の市町が共通して利用できる電子申請等の共同運営システムの構築など、市町行政の電子化を支援する。

【主な取組みスケジュール】

| 区 分       |                      | 13年度                 | 14年度                   | 15年度               | 16年度      | 17年度 |   |
|-----------|----------------------|----------------------|------------------------|--------------------|-----------|------|---|
| 行政手続の電子化  | 申請・届出手続              |                      | 設計・開発<br>運用(電子申請)      | 機能拡張               |           | →    |   |
|           | 税の申告手続               |                      |                        | 開発                 | 試行<br>・運用 | →    |   |
|           | 入札<br>手続達<br>等       | 公共事業<br>(建設 CALS/EC) | 設計・開発<br>(電子施工管理・電子納品) | 試行<br>設計<br>(電子入札) | 開発・試行     |      | → |
|           |                      | 物品                   |                        | 設計                 | 開発・運用     |      | → |
| 文書管理の電子化  |                      | 設計・開発                | 一部運用                   | 全面運用               |           | →    |   |
| 情報通信基盤の整備 | 県庁 WAN               | 整備                   | 一部運用                   | 全面運用               |           | →    |   |
|           | 総合行政ネットワーク           | 整備・運用                | 一部市町接<br>続・運用          | 全市町接続<br>運用        |           | →    |   |
|           | 住民基本台帳<br>ネットワークシステム | 整備                   | 一部運用                   | 全面運用               |           | →    |   |
|           | オンラインシステム<br>回線の統合   |                      | システム変更・<br>一部運用        | 全面運用               |           | →    |   |

【電子県庁の実現による効果試算】

(単位：百万円)

| 区 分             | 県 の 効 果 |                             | 県民、事業者等の効果 |                                | 合 計   |
|-----------------|---------|-----------------------------|------------|--------------------------------|-------|
|                 | 金 額     | 主 内 訳                       | 金 額        | 主 内 訳                          |       |
| 行政手続の電子化        | 295     | 時間削減 78千時間<br>紙削減 727千枚     | 3,019      | 時間削減 2,285千時間<br>交通費削減 2,847千回 | 3,314 |
| 事務処理の電子化        | 1,771   | 時間削減 542千時間<br>紙削減 53,159千枚 | -          | -                              | 1,771 |
| オンラインシステム回線の統合化 | 138     | 回線使用料削減                     | -          | -                              | 138   |
| 合 計             | 2,204   |                             | 3,019      |                                | 5,223 |

試算は、「電子県庁」が軌道に乗る平成17年度頃の年間効果見込額

## イ 公的規制の改善・合理化の推進

国の「規制改革推進3か年計画(改訂)」(平成13年度～15年度)の実施状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、公的規制の見直しや手続の簡素化を行う。

| 区 分       | 事項数   | 主 な 内 容   |
|-----------|-------|---|
| 規制の廃止・緩和  | 3     | 旅館業施設の構造設備基準の緩和<br>林業改良指導員資格試験の受験資格要件の緩和等   |
| 提出書類の簡素化  | 2     | 住民基本台帳ネットワークシステムの利用による住民票添付の省略<br>・一般旅券の新規発給申請<br>・一般旅券の再発給申請                               |
| 申請等手続の簡素化 | 2,185 | 電子申請・申告システムの運用による申請・届出手続の電子化<br>・入札参加資格者申請<br>・法人県民税、法人事業税、たばこ税の申告等<br>電子入札の一部実施(平成16年3月予定) |
| 合 計       | 2,190 |   |

## (4) 広報・広聴活動の充実

県民とのパートナーシップのもと、成熟社会にふさわしい「参画と協働」の県政を進めていくため、県民に対する県政の情報発信機能の強化や職員の広報活動に関する意識改革と広聴活動の充実に取り組むことにより、県民との情報共有及び県民との対話を推進する。

### ア 全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の充実

「県民だよりひょうご」の紙面を拡充し、県民の関心が高い「お知らせ情報」等を充実するとともに、写真・イラストなどを多用した表紙ページのデザイン改善や文字の大型化により、目につき読みやすい紙面づくりを行う。

### イ 職員に対する広報研修の充実

施策PRのためのメディア活用策や広報刊行物の作成に関する知識など、職に応じた広報技術の研修機会を提供するとともに、広報技術をまとめたマニュアルの作成により、職員の広報活動への意識啓発を図る。

### ウ 県民局における相談窓口の充実

県民により身近で親しみやすい県民局総合相談窓口をめざし、「さわやか県民相談室」として、各県民局において相談員の研修や各種専門相談窓口との連携強化に努めるとともに、震災復興総合相談センターで実施している法律相談について、県庁WANの画像音声送受信機能の活用により相談者が各県民局の相談室から相談できるようにし、県民の利便性向上を図る。

## (5) 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

### ア さらなる地方分権への取組み

地域ニーズや県民の参画と協働を基本とした仕事の進め方を推進するとともに、地方税財政制度の改革や、国の法令による地方の自立性を阻害する義務付けの撤廃など、さらなる地方分権改革を進めるため、学識者等の意見を踏まえながら、改革の現状について具体的に検証し、分権型社会に適した法令や制度のあるべき姿を提案する。

また、そうしたプロセスを通して職員一人ひとりの分権改革意識を高め、さらなる地方分権への取組みを進める。

平成15年度は、平成14年度に実施した現状検証の結果等を踏まえ、以下の取組みを行う。

#### (ア) 国への制度提案の実施

国と県、県と市町の役割分担や地方税財源のあり方等について制度改革案を取りまとめ、国の予算編成に対する提案や他府県等と連携した国への働きかけを行っていく。

#### (イ) 県の自主的政策展開への反映

条例・規則等による事務執行に係る基準等の見直しや権限移譲、関与の見直し、県民と行政の役割分担の見直しを行うことにより、県と市町、県民と行政の新たな関係の構築を進める。

#### (ウ) 分権改革意識の高揚

職員の分権改革意識の継続的な高揚を図るため、ITを活用した情報提供や意見交換、研修などに取り組む。

### イ 市町合併に対する支援

平成13年1月に作成した「今後の市町経営のあり方に関する検討指針」に基づき、県として課題提起、助言・支援、情報提供の取組みを進める。とりわけ、自主的な市町合併に向けた取組みが進んでいる法定合併協議会の活動を積極的に支援する。

## (6) 適正な人事管理と職員の意識改革

職員の主体的参加のもとに行財政構造改革を推進するため、職員の自律的な能力開発を促進し、新たな公務員制度の構築に取り組むほか、いきいき・さわやか県庁運動の実施、職員提案の募集など、様々な機会を捉えて職員の意識改革を進める。

### ア 職員の自律的な能力開発の促進

#### (ア) 職員研修の充実

自治研修所で実施する研修をはじめ、各種派遣研修や各部局における専門研修など、様々な研修機会の提供を通じて、県民の視点に立って考え行動する職員、課題に柔軟かつ創造的、総合的に取り組む職員の養成を図る。

#### (イ) 自己啓発の支援

職員の自己啓発意欲を高揚するとともに、その資質の向上を図るため、各種行政課題等について自主的に研究を行うグループの活動を引き続き支援する。

## イ 新たな公務員制度の構築

### (ア) 庁内公募制度の積極的な活用

職員の能力開発や職場の活性化に資するため、意欲ある職員の役付ポストへの登用や、若手職員が特に希望する職務分野への異動を実施するなど、庁内公募制度を積極的に活用する。

### (イ) 目標に基づく業務の推進

目標管理制度について、制度の実施効果をより高めるための取組みを行う。

### (ウ) 任期付職員制度の活用

公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用や期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の観点から、平成14年度に制定した「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づく任期付職員制度の効果的な活用を図る。

### (エ) 新再任用制度の実施

本格的な高齢社会を迎える中で、年金制度の改正に対応するとともに、職員が長年培った能力・経験を有効に活用するため、新再任用制度を活用する。

### (オ) 公益法人等への職員派遣の適正化

公益法人等への職員派遣の適正化及び職員の身分取扱の明確化などを図るため、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づく職員派遣を行う。

## ウ 職員の服務規律の確保

全体の奉仕者である公務員としての倫理観の徹底と服務規律の厳正な確保を図るため、各部及び各県民局の服務規律向上推進委員会において、推進目標の設定・その進捗管理を行うとともに、各所属の定期的な職場会議などの活用により、その徹底に取り組む。

## 3 組織

総合的な県政の推進、政策形成機能の強化、政策課題への機動的な対応を図るとともに、地域における県民ニーズへの総合的対応及び現地解決能力の向上を図るための体制の整備を行う。

### (1) 本庁組織

県民の参画と協働の理念を基本としつつ、総合的な政策形成機能を充実するとともに、県民生活重視の県政を推進するため、本庁の部制の見直しを行う。

- ・部長（政策担当）、企画管理部、県民生活部の体制を、県民政策部、企画管理部、健康生活部に再編

## (2) 県民局における現地解決型行政の拡充

平成13年度に総合事務所化した県民局が、現地解決機能を一層発揮できるよう、地域の重点テーマにかかる予算を要求できるしくみを充実し、必要な予算を確保するとともに、県民局の地域戦略推進費を拡充して、重点テーマへの取組強化や地域団体の社会的活動の活発化等を図る。

- ・重点テーマにかかる予算措置(14テーマ 267百万円)
- ・地域戦略推進費の拡充
  - 〔1県民局当たり 35,000千円 50,000千円〕
  - 〔うち、地域団体活動パワーアップ助成 10,000千円〕

## (3) 臨時的・時限的な行政課題への的確な対応

臨時的または時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、タスク・フォースやプロジェクトチームなどの活用を図る。

## (4) 審議会等

審議会、協議会等の設置を必要最小限に抑制するとともに、会議運営の一層の合理化、活性化及び透明性の向上を図るため、下表のとおり、設置目的が達成された審議会等の廃止などを進めるとともに、長期に在職する委員の見直しなどにより、委員選任の適正化を図り、幅広い人材の登用を進める。

また、「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、広く県民から委員を公募することとし、公募委員の資格要件等の具体的な運用方法について検討を行う。

### 【審議会等の統廃合】

| 区 分      | 対 象 機 関                       |
|----------|-------------------------------|
| 廃 止      | 兵庫県立災害医療センター(仮称)整備推進委員会 等 5機関 |
| 統 合      | 青少年問題協議会と青少年愛護審議会             |
| 委員選任の適正化 | 広告物審議会 等 15機関                 |



## 4 定員・給与

新たな県政課題に的確に対応した定員の適正配置や、職員の計画的な採用による年齢構成の平準化等に努めるとともに、職員の給与の見直しを行うほか、現下の厳しい雇用情勢等を踏まえ、公務部門においてワークシェアリングを実施する。

### (1) 定員の適正管理

#### ア 定員の適正配置

簡素で効率的な事業執行体制の整備を図るとともに、県政課題に的確に対応した定員の適正配置を行う。

また、法令により配置の基準が示されている定員については、当該基準に基づき、配置を行う。

(減員見込み数)

|        |                  |
|--------|------------------|
| 一般行政部門 | 120人(うち一般職員120人) |
| 教育部門   | 272人             |
| 警察部門   | 10人(うち一般職員10人)   |
| 計      | 402人(うち一般職員130人) |

(増員見込み数)

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 新学習システムの実施等のための教職員配置の改善 | 270人 |
| 県民の安全・安心確保のための警察官の増     | 250人 |

#### イ ワークシェアリングの実施

現下の厳しい雇用情勢やライフスタイルの多様化に伴う様々な就業志向が生じていることを踏まえ、これらのニーズに対応した雇用機会の創出を図るため、公務部門において引き続きワークシェアリングを実施する。

#### (ア) ひょうごキャリアアップ・プログラムの実施(170人)

職員の超過勤務の縮減による経費削減分を活用し、非常勤嘱託員の雇用拡大を図る。

#### (イ) 非常勤講師の積極的な活用(560人)

高校教育の特色化や小・中学校における新学習システムの推進にあたり、非常勤講師の積極的な活用を図る。

### (2) 給与の見直し

現下の厳しい財政状況等に鑑み、給料の減額措置を継続する。

(特別職)

|      |         |
|------|---------|
| 知事   | : 10%減額 |
| 副知事  | : 7%減額  |
| 出納長等 | : 5%減額  |
| 理事等  | : 3%減額  |

(一般職)

管理職手当の減額(管理職全員: 3%減額)

## 5 行政施策

地方分権の本格化や社会資本整備の水準の向上、参画と協働による地域づくりへの県民意識の高まりなど社会経済情勢の変化等を踏まえ、行政施策の内容、実施主体、実施方法等について、評価、見直しを行う。

### (1) 投資事業

#### ア 事業費総額

〔平成15年度当初予算額：337,987百万円（対14年度当初比 96.4%）〕  
〔平成14年度1月補正を含む15ヶ月予算額：374,204百万円（ ” 106.7%）〕

現下の厳しい経済・雇用状況に鑑み、15ヶ月間を見すえた予算を編成した。

特に、投資単独事業については、地方財政計画が対前年度比94.5%のところ、15ヶ月を通して対前年度当初予算比100%とし、県民生活に密着した社会資本整備に必要な事業量を確保したところである。

なお、現下の中小企業の状況に鑑み、執行にあたっては引き続き中小企業への発注に意を用いることとする。

#### (ア) 国庫補助事業

〔平成15年度当初予算額：182,184百万円（対14年度当初比 97.5%）〕  
〔平成14年度1月補正を含む15ヶ月予算額：210,345百万円（ ” 112.5%）〕

（単位：百万円）

| 区 分  | 公 共 事 業 |        |         | その他投資<br>補助事業 | 合 計     |
|------|---------|--------|---------|---------------|---------|
|      | 農林水産    | 県土整備   | 小 計     |               |         |
| 継続事業 | 31,970  | 80,097 | 112,067 | 43,349        | 155,416 |
| 維持修繕 | 1,039   | 5,434  | 6,473   | 3,963         | 10,436  |
| 新規事業 | 4,591   | 2,457  | 7,048   | 9,284         | 16,332  |
| 合 計  | 37,600  | 87,988 | 125,588 | 56,596        | 182,184 |

#### (イ) 県単独事業

〔平成15年度当初予算額：155,803百万円（対14年度当初比 95.1%）〕  
〔平成14年度1月補正を含む15ヶ月予算額：163,859百万円（ ” 100.0%）〕

（単位：百万円）

| 区 分  | 県単独土木事業・<br>高等学校整備事業<br>・県単独治山事業<br>・県単独交通安全<br>施設整備事業 | 緊急地方道・緊急<br>街路整備事業 | 出資金・貸付金 | その他投資単独<br>事業 | 合 計     |
|------|--|--------------------|---------|---------------|---------|
| 継続事業 | 33,999   | 26,589             | 35,683  | 24,483        | 120,754 |
| 維持修繕 | 19,906   | 1,414              | 0       | 5,259         | 26,579  |
| 新規事業 | 2,580  | 470                | 25      | 5,395         | 8,470   |
| 合 計  | 56,485   | 28,473             | 35,708  | 35,137        | 155,803 |

(参考)

地方財政計画、国の公共事業関係費の対前年度比

(単位：%)

| 区 分       |      | 13年度  | 14年度 | 15年度 |
|-----------|------|-------|------|------|
| 地方財政計画    | 投資補助 | 97.5  | 91.5 | 95.4 |
|           | 投資単独 | 94.6  | 90.0 | 94.5 |
| 国の公共事業関係費 |      | 100.0 | 89.3 | 96.1 |

## イ 事業の評価と見直し

平成12年度に構築した投資事業評価システムに基づき、事業の必要性や効果等を的確に評価し、投資事業の効率的・重点的な推進を図る。

### (ア) 平成14年度における事業評価

平成14年度は、総合事業等審査会、公共事業等審査会、各部投資事業審査会において、新規事業96件、継続事業16件の評価を行った。

| 区 分  |        | 評価対象件数 |
|------|--------|--------|
| 新規事業 | 国庫補助事業 | 85     |
|      | 県単独事業  | 11     |
|      | 合 計    | 96     |
| 継続事業 | 国庫補助事業 | 14     |
|      | 県単独事業  | 2      |
|      | 合 計    | 16     |

### (イ) 見直しを行う事業

事業の進捗状況及び事業採択後の社会経済情勢の変化等の視点から、各審査会において審査した結果を踏まえ、次のとおり事業計画等を見直すこととした。

- ・相生駅前地区Aブロック市街地再開発事業に対する補助を休止
- ・川西中央北地区住宅街区整備事業に対する補助を休止
- ・朝来町佐のう地区農道整備事業の計画の一部見直し

## (2) 事務事業

推進方策において見直しが見された事務事業については、その方針を基本とし、その他の事業についても事業の原点に立ち返った見直し及び代替施策の検討を積極的に行うこととした。

### 【見直し件数等】

(単位：件、百万円)

| 区 分      | 件 数   | 金 額      |
|----------|-------|----------|
| 廃 止      | 1 4 4 | 1, 2 5 1 |
| 統合・合理化等  | 3 0 0 | 7, 7 7 4 |
| 事務的経費の削減 | -     | 7 6 2    |
| 合 計      | 4 4 4 | 9, 7 8 7 |

### 【主な見直し事業】

(単位：百万円)

| 事 業 名                      | 当初予算額(一般財源)        |                    | 見 直 し 内 容  |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--|
|                            | 平成15年度             | 平成14年度             |  |
| 私立高等学校経常費補助                | 13,165<br>(11,308) | 13,489<br>(11,813) | 生徒急増・急減期における緊急的措置の必要性が概ね解消されたことを勘案し、県独自財源による補助単価を適正化<br>(平成12年度から段階的に実施) |
| HYOGO INFORMATION BOX 放送費  | 16<br>(16)         | 20<br>(20)         | 類似事業との整理を図り、放送日を見直し  |
| ひょうご日曜フォーラム放送費             | 33<br>(33)         | 65<br>(65)         | 類似事業との整理を図り、放送回数を見直し(24回 12回)  |
| ひょうごっ子きょうだいづくり事業           | 12<br>(12)         | 63<br>(63)         | 地域スポーツ活動支援事業(スポーツクラブ21ひょうご)に移行<br>(平成12年度から段階的に実施)                       |
| こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動実践事業費助成 | 1<br>(1)           | 18<br>(18)         | 設置後10年を経過した市町への県補助率を段階的に縮小<br>(平成12年度から段階的に実施)                           |
| 老人医療費公費負担助成                | 6,379<br>(6,379)   | 7,108<br>(7,108)   | 対象者の所得制限を見直し<br>(対象者の加 <sup>1</sup> -率：約60% 約50%)<br>(平成13年度から段階的に実施)    |
| 在宅老人介護手当支給事業               | 59<br>(59)         | 83<br>(83)         | 介護保険制度の導入に伴い、国の家族介護手当との整合を図りながら対象者を見直し<br>(平成12年度から段階的に実施)               |
| 社会福祉施設整備資金利子補助             | 320<br>(320)       | 320<br>(320)       | 補助対象となる利率の見直し<br>(下限(利率1%以上)の設定)<br>(平成15年度国庫協議分から実施)                    |
| 大企業等から中小企業への技術移転事業         | 0<br>(0)           | 32<br>(12)         | 新産業創造支援事業に移行し、事業を廃止  |

| 事業名             | 当初予算額(一般財源)  |              | 見直し内容                                      |
|-----------------|--------------|--------------|--|
|                 | 平成15年度       | 平成14年度       |  |
| 職業訓練校維持運営費      | 227<br>(154) | 244<br>(161) | 兵庫県職業能力開発審議会答申を踏まえた科目再編に伴う介護福祉高等技術専門学院の廃止等 |
| ひょうごふるさと館運営事業費  | 39<br>(39)   | 45<br>(45)   | 委託先との負担区分を見直し                              |
| 成長産業分野能力開発支援事業費 | 0<br>(0)     | 16<br>(16)   | 兵庫しごとカレッジシステム運営事業に移行し、事業を廃止                |
| 鶏卵価格安定対策事業      | 13<br>(13)   | 18<br>(18)   | 生産者との契約数量の上限の見直し(10万羽 5万羽)                 |
| 必修クラブ活動振興費      | 0<br>(0)     | 17<br>(17)   | 学習指導要領の改訂で「必修クラブ活動」がなくなったことによる事業の廃止        |
| 司書教諭の養成推進       | 0<br>(0)     | 8<br>(8)     | 司書教諭の必要数が確保できたことによる事業の廃止                   |
| 人権教育新副読本の作成     | 4<br>(4)     | 20<br>(20)   | 事業完了に伴う縮小(15年度以降、補充印刷のみ継続)                 |
| 学校施設の機械警備化      | 258<br>(258) | 271<br>(271) | 県立学校施設の安全確保のため、機械警備へ移行(7校)                 |

原則として、平成14年度当初予算ベースで5百万円以上の事業を記載。  
ただし、イベント、調査研究等、14年度(又は複数年度)に臨時的に実施した事業等については記載していない。

#### 【事務的経費削減の主なもの】

環境率先行動計画に基づく取組みに伴う削減

県施設の省エネルギー化改修工事、太陽光発電の導入、昼休み一斉消灯、節水コマの設置など、環境率先行動計画に基づく取組みに伴う削減(94百万円)

県庁WAN導入等に伴う経費節減

文書管理システムや電子メール等の活用、オンラインシステムの統合など、県庁WAN導入等に伴う節減(127百万円)

IP電話導入に伴う削減

インターネット技術を活用して音声をデジタル信号で送信するIP電話を導入することによる削減(5百万円)

### (3) 公的施設

県が設置した宿泊施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設、貸館施設について、必要性、民間・市町との役割分担、有効性・効率性の観点から評価するとともに、地元市町等との協議を踏まえて見直しを進める。

また、利用者の便宜と利用の促進を図るため、施設使用料の平日料金の引き下げを行う。

#### ア 平成15年度に市町に移譲する施設

| 施設名(所在市町)         | 設置時期        | 見直しの理由  |
|-------------------|-------------|---|
| 西はりま青少年館<br>(龍野市) | 昭和58年<br>4月 | 隣接する市営施設と一体的に運営することにより、一層の利用促進や運営の効率化が期待できるため、龍野市へ移譲              |
| 豊岡労働会館<br>(豊岡市)   | 昭和44年<br>3月 | 施設の老朽化が著しく、また設置の主目的である労使団体の利用及び貸館としての利用が低調であることから、施設内容を見直して豊岡市へ移譲 |
| 丹波林間学校<br>(篠山市)   | 昭和61年<br>4月 | 施設の老朽化が著しく、また他の野外活動施設の整備も進み、利用状況が低迷していることから、施設内容を見直して篠山市へ移譲       |
| 淡路ふれあい公園<br>(緑町)  | 平成 2年<br>4月 | 隣接する町営施設と一体的に運営することにより、一層の利用促進や運営の効率化が期待できるため、緑町へ移譲               |

#### イ 平成16年度以降の移譲に向け、引き続き検討・調整を進める施設

| 施設名(所在市町)                | 設置時期         | 見直しの理由  |
|--------------------------|--------------|---|
| 三室高原青少年野外活動センター<br>(千種町) | 昭和50年<br>4月  | 施設の老朽化が著しく、また他の野外活動施設の整備も進み、利用状況が低迷していることから、施設のあり方について地元町の意向も踏まえながら協議する。                        |
| 丹波総合スポーツセンター<br>(篠山市)    | 昭和55年<br>11月 | 近接する市営施設と一体的に運営するとともに、地域ニーズに応じた施設運営を図ることにより、一層の利用促進や運営の効率化が期待できるため、施設のあり方について地元市の意向も踏まえながら協議する。 |
| 淡路勤労センター<br>(洲本市)        | 昭和53年<br>10月 | 隣接する市営施設と一体的に運営するとともに、地域ニーズに応じた施設運営を図ることにより、一層の利用促進や運営の効率化が期待できるため、施設のあり方について地元市の意向も踏まえながら協議する。 |

#### ウ 施設利用の促進

宿泊施設、ホール、スポーツ施設の一部について、平日料金を原則2割引き下げ、利用促進を図ることとした。

##### 【主な対象施設】

- ・ 宿泊施設 (5施設)  
(母と子の島、東はりま日時計の丘公園 等)
- ・ ホール (14施設)  
(県民会館、中央労働センター 等)
- ・ スポーツ施設 (21施設)  
(総合体育館、丹波総合スポーツセンター、健康センター 等)

#### (4) 試験研究機関

##### ア 組織再編等のフォローアップ

平成14年度に実施した組織再編等の効果等を踏まえ、各試験研究機関の業務の重点化に対応した業務執行方法の継続的な見直しに取り組む。

##### イ 活性化のための新たな取組みの推進

各試験研究機関の機能の活性化を図るため、次の項目について、順次具体化に取り組む。

##### (ア) 知的資産の戦略的活用の推進

特許をはじめ、各試験研究機関独自のノウハウや技術情報などの知的資産の創出と活用のための基本方針の策定や、迅速な職務発明の認定から特許等の登録、維持、譲渡・廃止に至る一貫した体系的なマネジメントの仕組みと環境の整備等を行う。

##### (イ) 人材活性化のための支援制度の充実

研究マネジメント能力、コーディネート能力の向上を目的とした研修を幅広く実施するとともに、顕著な業績を上げた研究員に対する表彰制度の充実、研究員の民間企業等への兼業規制の緩和に関する条件整備を図る。

##### (ウ) 重点的課題に対応する機動的な研究予算の活用

時代の変化に対応した重点的、戦略的に取り組むべき課題について、各試験研究機関の共同・連携による一体的な展開を図り、本格的な研究プロジェクトにつなげるための調査研究を行う。

#### (5) 教育関係機関

##### ア 県立大学の改革の推進

「教育の成果を誇り得る大学」、「独自性の高い研究を行う個性豊かな大学」、「世界に開かれ、地域とともに発展する大学」の基本理念の下、総合性、効率性、機動性を発揮することにより、新しい時代の諸要請にこたえ得る新県立大学の創設をめざし、県立3大学(神戸商科大学、姫路工業大学、県立看護大学)を統合して、教育内容や方法、管理運営体制等の抜本的改革を行うなど、平成16年度の新大学開学に向けた取組みを進める。

##### (ア) 新県立大学の設置認可申請等

新大学の設置認可申請を行うほか、引き続き「新県立大学設置準備委員会」において、大学の管理運営体制や生涯学習など地域貢献事業の充実等の具体的検討を進めるとともに、新大学の県民・企業等へのPRや入学試験の実施など、開学に向けた諸準備を行う。

##### (イ) 施設等の整備

新県立大学本部や情報系大学院をはじめ、地域保健の充実や災害看護、国際地域看護の分野の国際ネットワーク拠点として貢献する地域ケア開発研究所(仮称)の整備を行うほか、共通教育棟の建設等を進めるとともに、遠隔授業等情報ネットワークシステムの整備を行う。

## イ 高等学校教育改革の推進

県立高等学校の魅力ある学校づくりを進めるとともに、今後も生徒数の減少が進む中で、学校教育活動の活力を維持する観点から、平成12年2月に策定した「県立高等学校教育改革第一次実施計画」を推進する。

平成15年度は、前期計画の着実な実施に努めるとともに、平成16年度から20年度までの間の後期計画の具体化に取り組む。

## 6 自主財源の確保

県税収入の確保、使用料・手数料の適正化、未利用地等の売却処分の推進により、自主財源の最大限の確保を図る。

### (1) 県税収入の確保

#### ア 税収確保対策の実施

厳しい税収環境を踏まえ、平成14年度の税収確保緊急対策の成果等の検証を行い、より効率的・効果的な税収確保対策を実施することにより、県税収入の最大限の確保を図る。

#### イ 法人事業税への外形標準課税の導入

平成16年度から導入される法人事業税の外形標準課税について、納税義務者となる法人等への周知など、実施に向けた諸準備を行う。

#### ウ 法定外普通税・目的税等の導入可能性の検討

平成14年度に行われた「兵庫県税制研究会」の報告を踏まえ、新たな財源確保及び政策手段としての活用の観点から、法定外普通税・目的税及び超過課税の導入可能性について検討を行う。

### (2) 使用料・手数料の適正化

民間や国及び他の地方公共団体の類似施設との比較による見直しを行い、料金を改定する。

- ・ 県立大学授業料 (年 496,800 円 年 520,800 円)
- ・ 淡路景観園芸学校授業料 ( " " )

### (3) 未利用地等売却処分の推進

利活用が見込めない県保有の未利用地等について、引き続き売却処分を進める。



## 7 公社等

### (1) 公社等の総点検を踏まえた見直し

平成13年度に実施した公社等の活用の意義に立ち返った総点検の結果等に基づき、公社等のあり方や事業執行方法の見直しを進めることとし、このための公社等の取組みに対し、指導・支援を行う。

#### 【平成14年度～16年度の取組方針】

| 区 分       | 内 容  |
|-----------|--|
| 団体数の削減    | 団体数について、約10%(4～5団体)を削減する。  |
| 派遣職員数の削減  | 県から公社等への派遣職員数について、13年度に対して約10%(約60人)を削減する。   |
| 県の財政支出の削減 | 公社等への県の財政支出(委託料・補助金の総額)について、行財政構造改革推進方策等に基づき、公共的サービスの効果的、効率的提供の観点から公社等を活用している業務に係る支出を除き、一般財源で13年度に対して約10%(約14億円)を削減する。 |

#### ア 公社等の統廃合

設置目的が類似し、統合により効果的、効率的な運営が期待できるものや、社会経済情勢の変化により必要性が低下したものについて、統廃合に向けた指導・支援を行う。

| 区分 | 団 体 名   | 見 直 し 内 容  |
|----|---|--|
| 統  | (財)21世紀ひょうご創造協会と(財)兵庫県ヒューマンケア研究機構を統合し、(財)21世紀ヒューマンケア研究機構(仮称)に改組                     | 新しい地域社会づくりに関する研究を行ってきた21世紀ひょうご創造協会と、長寿社会問題、家庭問題、こころのケア問題に関する研究を行ってきた兵庫県ヒューマンケア研究機構を一体化することにより、総合的なシンクタンクとして、命の尊厳と生きる喜びを高めるヒューマンケアの研究を進め、21世紀の成熟社会における諸課題についての政策提言機能等の充実を図るとともに、効果的、効率的な団体運営を行う。                  |
| 合  | (社)兵庫県森と緑の公社と(財)ひょうご農村活性化公社を統合し、(社)兵庫みどり公社(仮称)に改組<br><br>(事務局一元化)<br>(財)兵庫県営林緑化労働基金 | 農林業や農山村地域が有する国土の保全や良好な景観の形成などの多面的機能の発揮に向けた総合的な施策を展開するため、ひょうご農村活性化公社と兵庫県森と緑の公社の機能を一体化することにより、農林業者等を対象とした施策の一体的推進、農林業の振興と農山村の活性化に向けた取組みを進めるとともに、効果的、効率的な団体運営を行う。<br>また、林業労働者への退職金共済事業などを行う兵庫県営林緑化労働基金との事務局の一元化を行う。 |

| 区分 | 団体名  | 見直し内容   |
|----|--|---|
| 統合 | (財)兵庫県建設技術センターと(財)兵庫県都市整備協会を統合し、(財)兵庫県まちづくり技術センター(仮称)に改組 | 公共事業の積算、工事監理への支援等を行う兵庫県建設技術センターと土地区画整理事業やまちづくりへの支援等を行う兵庫県都市整備協会の機能を一体化することにより、高度化する建設行政需要に的確に対応し、より質の高いまちづくりや社会基盤づくりへの技術的支援機能を強化するとともに、効果的、効率的な団体運営を行う。 |
| 廃止 | ひょうごヒューマンケア(株)   | 人と防災未来センターの整備、運営の一翼を担ってきたひょうごヒューマンケアは、同センターの2期整備の完了に伴い、ヘルスケアパーク構想の具体化という同社の所期の目的は、形を変えつつも達成されることになるため、これを機に解散する。  |

## イ 事業執行方法の見直し

公社等に委託・補助する優位性が明らかでないものや、目的を達成した事業などについて、委託・補助の見直しを行うとともに、効率的な団体運営に向けた見直しの指導を行う。

### 【主な見直し内容】

(単位：百万円)

| 団体名               | 事業名等                | 主な見直し内容  | 15年度財政支出削減効果額<br>(一般財源) |
|-------------------|---------------------|--|-------------------------|
| (財)兵庫県青少年本部       | 青少年育成県民運動推進事業       | 青少年育成県民運動が定着してきたことから、青少年育成運動推進員等を廃止するなど、補助を見直し   | 10<br>(9)               |
|                   | こころ豊かな人づくり500人委員会事業 | ブロック別のセミナーの回数を削減するなど事業の効率化を図り、委託費を見直し  |                         |
| (社福)兵庫県社会福祉協議会    | 市町ボランティアセンター活動事業等   | 市町におけるボランティア活動振興の核となる市町ボランティアセンターが全市町で設立され、充実してきていることから、市町ボランティアセンターに対する補助を廃止。併せて、県ボランティアセンターの事業の効率化を図り、事業に対する補助を見直し | 5<br>(3)                |
| (財)兵庫県高齢者生きがい創造協会 | 六甲保養荘管理運営事業         | 高齢者等の利用に係る政策的補助を除き、平成17年度には独立採算となるように委託費を見直し   | 7<br>(7)                |
| (財)兵庫県勤労福祉協会      | 中小企業従業員共済事業         | 県内中小企業の従業員に対する給付・福利厚生事業について、平成17年度以降の協会の自主運営化に向けて、事業運営の効率化を図り、補助を見直し   | 61<br>(53)              |
|                   | 豊岡労働会館管理運営事業        | 施設の老朽化が著しく、また設置の主目的である労使団体の利用及び貸館としての利用が低調であることから、施設内容を見直して豊岡市へ移譲することとし、本施設の管理運営委託を廃止                                |                         |

| 団体名            | 事業名等               | 主な見直し内容   | 15年度財政支出削減効果額<br>(一般財源) |
|----------------|--------------------|---|-------------------------|
| (財)兵庫県国際交流協会   | 日本語学習支援事業(日本語地域講座) | 外国人県民の日本語講座については、今後はNPO等との連携により協会の自主事業として実施することとし、委託を廃止           | 11<br>(5)               |
|                | こころの国際化啓発事業        | 国際理解を深めるイベント等は、NPO等や市町での取組みが充実してきていることから、委託を廃止                    |                         |
| (財)ひょうご農村活性化公社 | 運営費補助              | (社)兵庫県森と緑の公社との統合に伴い、団体運営の効率化を図り、補助を見直し                            | 14<br>(13)              |
|                | 組織体制整備事業           | 事業の定着に伴い市町との円滑な連携が図られたため、農地保有合理化事業を推進する専門員を削減するなど事業の効率化を図り、補助を見直し |                         |
| (社)兵庫県森と緑の公社   | 緑化用苗木養成配布事業        | 事業の定着に伴い、今後、自主事業として実施することとし、委託を廃止                                 | 146<br>(93)             |
|                | 緑化基金造成費補助          | 公共事業等の減少に伴い、補助を見直し  |                         |

## (2) 経営改善等の取組みへの指導・支援

社会経済情勢の変化や国の特殊法人等の改革など、公社等を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、公社等自らが推進する計画的な経営改善等への取組みに対し、指導・支援を行う。

| 団体名       | 取組方針  |
|-----------|---|
| 兵庫県住宅供給公社 | <p>平成12年度に策定した経営改善計画に基づき、今後発生が見込まれる損失を平成16年度までに解消し、平成17年度以降は収支均衡を図るべく、土地を取得しての新規分譲事業の原則廃止や分譲住宅の早期完売、高齢者対応住宅など社会的要請に応える新たな事業の展開、資金調達方法の改善等、経営健全化に向けた取組みを進める。</p> <p>併せて、国の特殊法人改革等の動きも踏まえつつ、民間での対応が困難な分野での事業展開など、中長期的な視点から公社のありかたについて引き続き検討を行う。</p>                                     |
| 兵庫県土地開発公社 | <p>景気低迷の長期化による地価の一層の下落や公共事業をめぐる環境の変化を踏まえ、平成12年度に策定した経営改善計画を平成14年度に見直し、平成16年度以降、当該年度の事業に係る収支を黒字に転換すべく、保有土地の早期処分、定期借地権方式の導入の検討等による産業団地の販売促進、受託事業量に見合った適正な執行体制の確立、資金調達方法の改善等、経営健全化に向けた取組みを進める。</p> <p>併せて、他府県の取組状況や本県における公共事業の展開などを踏まえつつ、有識者の意見を聴取しながら、中長期的な視点から公社のあり方について引き続き検討を行う。</p> |

| 団体名            | 取組方針  |
|----------------|---|
| 兵庫県道路公社        | 現時点では健全な経営を行っているが、長期的な経営収支の均衡を図るため、引き続き、利用促進や利用者サービスの向上、アウトソーシングの促進等による経費削減等の取組みを進める。<br>併せて、現在、国において進められている道路関係4公団民営化や、それに関連する地方道路行政への影響等の動きを踏まえつつ、有料道路事業の今後の展開や公社のあり方について引き続き検討を行う。 |
| (社福)兵庫県社会福祉事業団 | 平成14年度に策定した経営ビジョン第2期実施計画に基づき、運営体制や事業手法等の見直し、経営感覚の醸成等に積極的に取り組む、複雑、多様化する利用者ニーズに的確かつ機動的に対応し、効果的、効率的な事業展開を図るとともに、主体性、採算性を基本とした運営を行っていく。   |
| (財)兵庫県勤労福祉協会   | 長引く景気低迷等により厳しい経営環境にある勤労者のための保養、研修施設「憩の家」について、平成12年度に策定した経営改善計画に基づき、経営管理機能の確立や利用促進・収入増対策等に取り組む、平成13年度決算で施設毎の収支の独立採算での単年度黒字を確保したところであるが、今後とも引き続き、経営改善に取り組む、一層の経営健全化に努める。                |
| (社)兵庫県森と緑の公社   | 長期的な収支については、今後の木材価格や市中金利の動向に大きく左右されることから明確な見直しを行うことが困難であるため、平成12年度に策定した経営改善計画に基づき、分収林事業の見直しや緑化事業の業務拡大、組織・執行体制の見直し等公社の自助努力により可能な限りの経営改善を行う。  |

### (3) 会計事務の点検・指導

平成14年度に、県と密接な関係にある公社等55団体の会計処理の状況等を調査し、その結果明らかになった課題等を踏まえて作成した「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用して、公社等における事務処理方法の改善や決算処理等会計事務の適正化に向けた継続的な指導・支援を行う。

#### 【点検のポイントと指導・支援】

##### 会計事務処理の点検

会計事務等にかかる内部チェック体制の整備状況と運用状況等を点検し、必要な指導・支援を実施

##### 予算編成時における点検

事業計画や収支計算書等について、内容の妥当性等を点検し、必要な指導・支援を実施

##### 決算報告時における点検

決算関係資料の内容と財産等の管理状況を点検し、必要な指導・指導を実施

##### 理事・監事等役員の機能強化に向けた支援

理事、監事等の役員は、法人の財産管理や業務執行の適正を確保する上で、重要な役割を有していることから、その機能強化のための支援を実施

#### (4) 公社等の積極的な活用

公共的サービスの効果的、効率的提供の観点から公社等の活用が効率的である業務について、公社等の積極的な活用を図る。

| 団体名  | 主な内容   |
|--|--|
| (財)兵庫県青少年本部  | 子どもたちが、遊びなどを通じて伸び伸びと生きていく力を養い、自分の責任で自由に遊ぶ場として開設する“子どもの冒険ひろば”や、家庭や学校以外で多様な青少年を受け入れるための居場所づくりを行う団体・グループ等を支援する“若者の居場所づくり”の事業実施を委ねることにより、効果的、効率的な運営を図る。    |
| (財)ひょうご中小企業活性化センター(仮称)<br>( (財)兵庫県中小企業振興公社を改組)                 | 県下中小企業のビジネスチャンス開拓に向けた相談支援体制を強化するため、ビジネスの目利きに優れた総括コーディネーターを配置するほか、新産業創造プログラム事業等を新たに移管し、中小企業振興公社を核とした技術支援体制の再構築を図る。これに伴い、同公社を「ひょうご中小企業活性化センター(仮称)」に改組する。 |
| (財)ひょうご農村活性化公社<br>( (社)兵庫県森と緑の公社と統合し、(社)兵庫県みどり公社(仮称)に改組)       | 収穫の喜びや自然とのふれあいを通じて、ゆとりとやすらぎが実感できる「楽農生活(らくのうせいかつ)」の実践の場である市民農園の整備を促進するため、公社による「ひょうご県民農園」の整備や相談業務、遊休農地を活用した支援事業等を委ねることにより、効果的、効率的な運営を図る。                 |
| (財)淡路花博記念事業協会  | 全国・県大会レベルの公式大会の開催や淡路地域におけるスポーツ振興及び健康維持増進等を図る運動の拠点として開設する「県立佐野運動公園」の維持管理を委ねることにより、効果的、効率的な運営を図る。  |
| (財)兵庫県建設技術センター<br>( (財)兵庫県都市整備協会と統合し、(財)兵庫県まちづくり技術センター(仮称)に改組) | 入札手続きをはじめとする建設事業にかかる各種業務の電子化に対応するために、県、市町、民間を対象として行う建設 CALS/EC 研修やその他各種技術研修を委ねることにより、効果的、効率的な研修の実施を図る。   |
| (財)阪神・淡路大震災記念協会  | 阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献することを目的に設置される阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」のひと未来館について、昨年開館した防災未来館との一体的な運営を委ねることにより、効果的、効率的な事業実施を図る。                     |

#### 構造改革の点検と検討

行財政構造改革推進方策における収支フレームについて、平成15年度当初予算及び内閣府が作成した試算等を踏まえ、平成16～20年度までの収支見通しを試算した結果、起債制限比率はピーク時においても15%台に止まるものの、平成16～20年度の5年間の合計で、収支不足額は、約2,550億円増加することが見込まれる。

[ 行財政構造改革推進方策と今回試算との比較(一般財源ベース) 別紙 ]

この増加する収支不足に対しては、資金手当債の追加発行や基金の活用など、歳入における可能な限りの財源対策を講じることとするが、財源対策のみでは収支不足を解消することは極めて困難である。

このため、行財政構造改革期間の中間年度にあたる平成15年度において、推進方策の進捗状況の総点検を実施するとともに、行財政構造改革のための更なる検討を行うこととする。

## 行財政構造改革推進方策と今回試算との比較（一般財源ベース）

## 〔行財政構造改革推進方策（A）〕

（単位：億円、％）

| 区 分     | 15年度   | 16年度   | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度   | 16～20年度計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 歳 入     | 12,250 | 12,500 | 12,700 | 12,950 | 13,150 | 13,400 | 64,700   |
| 歳 出     | 13,150 | 13,250 | 13,150 | 13,300 | 13,450 | 13,500 | 66,650   |
| 収 支 不 足 | 900    | 750    | 450    | 350    | 300    | 100    | 1,950    |
| 起債制限比率  | 15.5   | 15.8   | 15.6   | 15.1   | 15.0   | 14.9   |          |

## 〔今回試算（B）〕

（単位：億円、％）

| 区 分     | 15年度   | 16年度   | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度   | 16～20年度計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 歳 入     | 11,500 | 11,750 | 11,950 | 12,050 | 12,400 | 12,750 | 60,900   |
| 歳 出     | 12,650 | 12,800 | 12,900 | 13,000 | 13,300 | 13,400 | 65,400   |
| 収 支 不 足 | 1,150  | 1,050  | 950    | 950    | 900    | 650    | 4,500    |
| 起債制限比率  | 14.2   | 15.6   | 15.6   | 15.1   | 15.1   | 15.4   |          |

## 〔差引（B）-（A）〕

（単位：億円）

| 区 分     | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 16～20年度計 |
|---------|------|------|------|------|------|------|----------|
| 歳 入     | 750  | 750  | 750  | 900  | 750  | 650  | 3,800    |
| 歳 出     | 500  | 450  | 250  | 300  | 150  | 100  | 1,250    |
| 収 支 不 足 | 250  | 300  | 500  | 600  | 600  | 550  | 2,550    |

平成15年度の収支不足は、当初予算においては、県債管理基金等の活用、資金手当債の追加発行等により解消している。

## 〔試算の前提条件〕

| 区 分                  | 行財政構造改革推進方策                                 | 今回試算   |
|----------------------|---|--|
| 経済成長率<br>（名 目）       | ・ 1.75％ / 年<br><br>（H12.1 大蔵省試算を参考）         | ・ H16 0.5％、H17 1.5％、H18 2.2％、<br>H19 2.6％、H20 2.8％<br>（H15.1 内閣府試算を参考） |
| 給 与 改 定<br>伸 び 率     | ・ 0.5％ / 年                                  | ・ H16 0.2％、H17 0.5％、H18 0.7％、<br>H19 0.8％、H20 0.9％                     |
| 新 規 起 債<br>発 行 レ ー ト | ・ 2.5％ / 年                                  | ・ H16 1.5％、H17 2.5％、H18 3.2％、<br>H19 3.6％、H20 3.8％                     |
| 投 資 的 経 費            | ・ 国庫補助事業 2,100億円 / 年<br>・ 県単独事業 1,800億円 / 年 | ・ 国庫補助事業 1,900億円 / 年<br>・ 県単独事業 1,800億円 / 年                            |

## (参考：用語説明)

### NPO (p 4)

株式会社などの営利団体や公的機関である行政に対して、営利を目的としない非営利の事業を行う民間団体の総称(「民間非営利組織」)。平成 10 年 12 月には、一定の要件を満たす NPO に法人格の認証を行う「特定非営利活動促進法」が施行された。

### 美しい兵庫指標 (p 6)

「社会像評価」、「政策評価」と、約 500 の評価指標で構成するデータベース「指標の森」からなる評価体系のこと。「社会像評価」では、日常生活の様々な場面をストーリー化し、それに応じた指標を「指標の森」からピックアップして活用し、長期ビジョンの進展度合いを評価する。「政策評価」では、「指標の森」のうち具体的な施策の成果を問う指標を活用し、県政の展開を検証する。

### 園芸療法 (p 7)

心や身体に病や障害を持った人や高齢者を対象に「園芸活動」によって治療やリハビリテーションを行うこと。また、広い意味では、園芸を通じて人々の心身の健康の維持・増進を図り、QOL(Quality of Life「生活の質」)の向上を助けていくものととらえられている。

兵庫県では、公的機関として全国で初めてとなる本格的な園芸療法の指導者養成コースを淡路景観園芸学校において平成 14 年 9 月にスタートさせた。

### PFI (p 7)

Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間事業者が自ら公共サービスの提供主体となり、資金の調達、施設の整備・運営、資金の回収を行い、行政はそのサービスの購入主体となり、事業の企画や事後の管理運営状況の監視等を行う。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)に基づき実施。

### VE (バリューエンジニアリング) (p 8)

Value Engineering の略。目的物の機能を低下させずにコスト縮減を行う、又は同等のコストで機能を向上させるための技術。設計時に基本設計あるいは詳細設計に対する代替案の検討を行う「設計 VE」、工事の入札時に入札希望者の技術提案を受ける「入札時 VE」、工事の契約後に受注者からの技術提案を受ける「契約後 VE」等の方式がある。

### 総合評価落札方式 (p 8)

入札における落札者の決定において、価格だけでなく性能、環境の維持、交通の確保などの要素を総合的に評価して決定する方式。

### デザインビルド方式 (p 8)

高度又は特殊な技術力を要する工事の設計及び施工を、民間事業者に一括で発注することにより、工期の短縮やコストの縮減を図る方式。

### グループファイナンス (p 8)

県の外郭団体等をグループ化し、そのグループ内の団体のなかで、運用資金を保有している団体から資金を必要とする団体に資金の融通を行うもの。

### **自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム（p 8）**

ワンストップサービスシステムとは、パソコン等を通じて総合的な窓口となるホームページにアクセスすることにより、必要とする関連手続きをすべて完了することができるシステム。自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムでは、自動車を保有するための諸手続（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の申告等）がパソコン等により一括して行うことができる。

### **建設CALS/EC（p 8）**

CALSはContinuous Acquisition and Life-cycle Supportの略。企業における継続的な調達と企画、設計、施工、管理などの活動のライフサイクルを支援するシステムのこと。

ECはElectronic Commerceの略で、電子商取引を指す。

建設CALS/ECとは、公共事業にCALSやECの概念を導入した公共事業支援統合情報システムのこと。調査・設計、入札、施工、維持管理等各段階のデータを電子化し、通信ネットワークを活用して関係者間で効率的なデータの交換・共有化を図り、事業の効率化やコストの削減を目指すものである。

### **県庁WAN（p 9）**

WAN（Wide Area Network）とは、通信回線を用いて、離れた場所にある複数のLAN（Local Area Network）を相互に接続するネットワークのこと。県庁WANは、電子県庁を全庁的に推進する基盤として、地方機関におけるLANを整備し、本庁のLANと接続するネットワーク。

### **ブロードバンド100%整備プログラム（p 9）**

県民誰もが映像等大容量の情報を快適に扱えるブロードバンド環境の早期整備を図るため、ブロードバンド環境が未整備であり、民間通信事業者の自主的サービス展開が期待できない地域においてADSL及び無線LAN技術を使ったサービスを展開する民間通信事業者の初期設備等の整備費を支援する市町に対し県が補助する制度のこと。

【注】ブロードバンド環境：ADSL、ケーブルテレビインターネットや光ファイバが整備され、高速なインターネットが利用可能な環境をいう。

### **ひょうごe-スクール構想（p 9）**

教育情報スーパーネットワーク（県立学校を光ファイバーで繋いだ教育用ネットワーク）に、県内の各種学校、社会教育施設、地域・家庭等が接続し、ネットワーク上に教育の場を作るもの。これにより、学校間の授業連携、動画配信による授業参観、教育用コンテンツの作成等、県内の教育情報を有効に活用でき、相互交流等が可能になる。

### **住民基本台帳ネットワークシステム（p 9）**

住民基本台帳法改正に基づき整備される、全国市町村の住民基本台帳システムを結ぶネットワークシステムのこと。平成14年8月から一部運用が開始された。このシステムにより、住民票写しの広域交付・転入転出手続の簡素化等が可能になるとともに、法律又は条例に定めるところにより、国の機関等や他の地方公共団体への本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード、付随情報）の提供等が可能になる。

### **総合行政ネットワーク（p 9）**

地方公共団体間を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞が関WANとも接続する広域的でセキュリティの高い行政ネットワーク。「e-Japan 戦略重点計画」によって、2001年度までに47都道府県・12政令指定都市、2003年度までにすべての市町村における接続を要請されている。



### **法定合併協議会（p 12）**

市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する各種の協議を行う地方自治法第252条の2第1項に基づく協議会。市町村合併をしようとする市町村は、この協議会を設置することになっている。その規約の定めるところにより、委員は、関係市町村の議会の議員、長その他の職員をもって充てるほか、学識経験者を加えることができる。

### **いきいき・さわやか県庁運動（p 12）**

県民の理解と信頼に基づく行政を推進するため、職員の主体的な参加のもとに、一人ひとりの創意と工夫が生かされ、誇りをもって職務を遂行できるいきいきとした職場づくりと、さわやかで、親しまれる県庁づくりを進める運動のこと。

### **タスク・フォース（p 14）**

臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、一定の期間に限って設置する組織のこと。

### **ワークシェアリング（p 15）**

一般的には労働時間の短縮を図りながら雇用人員の増加を図ろうとするものとされており、法定労働時間の短縮、時間外労働時間の削減、長期休暇の導入、年次有給休暇の取得促進などにより、雇用の創出を図るもの。

### **投資事業評価システム（p 17）**

兵庫県が実施する県立施設の建設や道路整備などの投資事業について、投資効率を高めるとともに実施過程の透明性を一層向上させるため、計画段階の事業について、事業の必要性や効率性等の評価を行う仕組みのこと。

「投資事業評価のページ」(<http://web.pref.hyogo.jp/toushi/index.htm>) 参照

### **遠隔授業等情報ネットワークシステム（p 21）**

兵庫情報ハイウェイを基幹ネットワークとして各キャンパス（神戸、神戸学園都市、明石、姫路書写、姫路新在家、播磨科学公園都市）間を有機的に接続し、発達した情報技術を活用した同時双方向のテレビ会議型遠隔授業を実施するとともに、学生情報、情報処理教育、図書館等の既存情報システムを統合し一体的に運用するシステム。

### **法人事業税への外形標準課税の導入（p 22）**

法人事業税（現行は所得に対して課税）は、本来、法人が受けている行政サービスに対する経費を負担してもらう「応益課税」であることから、受益の程度（事業活動規模）を表す外形的な基準によって課税する仕組みに変更することをいう。

平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度が平成16年度から導入される。

### **法定外普通税・法定外目的税（p 22）**

地方税法で定められた税目（法定税目）以外に、地方団体が独自に課税する普通税（用途を特定しないもの）又は目的税（用途を特定するもの）をいう。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法改正により、法定外普通税の導入について国による許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、法定外目的税の導入も新たに認められることになった。

### **超過課税（p 22）**

財政上の特別の必要があると認める場合に、標準税率（通常よるべき税率）を超える税率により地方税を課税することをいう。兵庫県においては、法人県民税及び法人事業税において超過課税を実施している。